

## 論説

## 宝暦事件後の朝廷

— 宝暦一二年の藏人頭任免を中心に —

林 大 樹

## はじめに

宝暦八年（一七五八）竹内式部の神書講義を進めたことを契機として桃園天皇の「近臣」が大量に処分される（宝暦事件）。近世の天皇「近臣」とは、寛文三年（一六六三）霊元天皇践祚に際して新設された近習小番衆を指す。近習衆は父後水尾上皇によって天皇外戚を中心に選出され、後水尾没後は「院政」を志向する霊元によって再編される等、堂上公家衆にとって近習であることが出世に繋がっていった。<sup>(2)</sup>しかし寛延三年（一七五〇）桜町上皇が没し上皇不在となると、若年の桃園天皇の近習には摂政（のち閑白）一条道香の選んだ者が追加される。宝暦事件では道香と閑白職を引き継いだ近衛内前<sup>(3)</sup>によって朝廷執行部に反抗的な天皇側近集団は排除され、摂家による朝廷統制システム<sup>(4)</sup>が再強化された。一八世紀後半の摂家にはその他の堂上公家衆とは隔絶した家格を有するとの自意識の高揚<sup>(5)</sup>がみられ、家礼関係<sup>(6)</sup>を通して公家衆を従え、積極的に朝廷を統制

しようとする摂家間の協力体制が敷かれていた。

宝暦事件については戦前、徳富猪一郎<sup>(7)</sup>や三上参次<sup>(8)</sup>が事件の経過を明らかにし、朝廷の内部闘争としての側面を指摘していたにも関わらず、その後も戦後に至るまで山県大弐の明和事件と絡めて幕府による尊王思想の弾圧として理解されてきた。<sup>(9)</sup>しかし朝廷内部の研究が進み、幕府から朝廷統制を任されていた摂家・武家伝奏による主体的な動き<sup>(10)</sup>があったことや、天皇「実母」青綺門院の積極的な意向<sup>(11)</sup>による処罰であったこと<sup>(12)</sup>等が明らかにされている。また事件の要因を天皇外戚の不在に求める見解<sup>(13)</sup>や、過剰ともいえる処分<sup>(14)</sup>によって公家社会の存立に混乱をもたらしたとする指摘も出ている。しかし事件史中心であった戦前中期天皇・朝廷研究の影響で、宝暦事件自体に注目が集まり、事件後の朝廷運営の様相については明らかにされていない。人材不足による朝廷儀式（朝儀）遂行への支障や、事件を通して噴出した公家衆の摂家への反抗意識<sup>(15)</sup>等の諸問題を、事件後の摂家はいかに対応したのか。

近習衆が天皇の「私的」生活を支える側近であったのに対し、「公的」な天皇側近と言えるのが職事（蔵人・蔵人頭）である。蔵人は奉行として朝儀の遂行を、職事として朝議を経た「勅許」の文書化を担い、「禁中并公家中諸法度」によって幕府からも関白・武家伝奏と並ぶ朝廷運営の要と位置づけられ、議奏・武家伝奏へと出世していく存在であった。<sup>(16)</sup> 宝暦事件では、あくまで撰家に抵抗し出家させられた勘解由小路資望・裏松光世と異なり、日野資枝・中御門俊臣は急進派近臣から距離をとったため関白から「神妙々々」として赦されている。前者は五位蔵人止まりの家だが、後者の家々は五位蔵人↓蔵人頭↓参議↓議奏↓武家伝奏という出世の可能性があった。宝暦・明和期には小番の欠勤・怠慢が問題化していたが、<sup>(18)</sup> 職事は撰家や武家伝奏・議奏と異なり禁裏小番の勤めを免除されない。御所に毎日出勤することになっていく職事は近習を兼ねるようになり、なおいっそう天皇の側近くに仕える「近臣」化していく。

如上の宝暦事件直後の不安定な朝廷において、朝廷運営の要であった蔵人頭の進退問題が発生する。本報告では、その処理過程と、後任をめぐる動きを追い、当該期における朝廷運営の実態を考察する。

## 一 蔵人頭の「失錯」

【史料一】『八槐御記』宝暦二年正月一日条  
 正月一日、(中略) 頭中将宗濟朝臣、勤大床子陪膳之後、称所勞逐電退出、不參家拝礼、後聞、陪膳之作法有失錯云々、  
 (中略) 頭中将宗濟朝臣、兼日奉関白命小朝拝之事申沙汰、  
 奉 綸命節会之事申沙汰、臨督称所勞不參、頭左中弁資枝朝臣奉此両箇之公事申沙汰之間、自然遅々、(後略)

大床子御膳とは、天皇が清涼殿大床子に着座して行う正式な食事のことで、元日の大床子御膳は享保一八年(一七三三)に再興され、蔵人頭が陪膳(配膳)した。<sup>(19)</sup> 議奏山科頼言(四一歳・権中納言、羽林家・旧家・内々(近習)・近衛家家礼)によれば宗濟は「下盤之事甚相違」したといい、「羽林之耻辱言而有余」と批判している。<sup>(20)</sup> 職事の柳原光房(のち紀光、一七歳・蔵人右少弁、名家・旧家・内々(近習)・近衛家家礼)は「朝臣兼而不覚悟坎、供進・撤却共に違例、資枝朝臣不得止密々撤却之時進大床子下、而加介保了」と記録しており、膳を出す際も下げる際にもミスがあったため、同僚の頭弁日野資枝(二六歳、名家・旧家・内々(近習)・近衛家家礼)がやむを得ず近付き密かに手助けをしたという。<sup>(21)</sup> 天皇の「逆鱗」に触れたとの噂もあった。<sup>(22)</sup>

宗濟は直後の関白家拝礼でも失態を犯す。武官は通常闕(けつ)服袍(ふくぼ)を着るが、四位以上になると縫腋袍(ほうえきぼ)を着るともいわれ、前年末から相論になっていた『八槐御記』。宗濟は縫腋袍を着て参加しようとしたところ批判を浴び、着替えると称して帰宅した。<sup>(23)</sup>

宗濟は所勞と称し、その後の儀式に一切参加しなかった。宗濟は関白・天皇から小朝拝・元日節会(げんじつせつかい)の奉行を命じられていたため、

宝暦二年(一七六二)正月一日、頭中将松木宗濟(のち宗美、二二三歳、羽林家・旧家・内々・一条家家礼)が桃園天皇(二二二歳)の大床子御膳陪膳で「失錯」を犯す。

頭弁日野資枝が奉行を引き継ぐも「自然遅々」(史料一)という状態に陥った。また、通例は当日交代しても書き改めないところ、節会出席者名簿の奉行名をわざわざ書き改めさせるなど、混乱は続いた。

【史料二】『大外記師資記』(27) 宝暦一二年正月一日条

一日、(中略)

一、於庭上奉行資枝朝臣へ見参、入内覧之処無所存由也、

臨期ニ奉行雖替、見参ニハ其マ、ニテ相用候由、奉行申入之由、

雖臨期書改候様被申付、乍去是迄臨期之不参ハ其ママニテ相用来由申入之処、返答ニ此度儀斗者書除キ資枝書加候様被申渡、書改畢キリツギニテ用之、

(後略)

宗済の失態は瞬く間に広まり、「密聞、頭中将職中毎度之失錯」(28)、

「元来非其器、去年二月補頭職、人為奇之、果而屢有失錯、雖被宥之不堪其職、可謂不便欸、可謂勿論欸」、「去春補貫首之後、申沙汰之儀一事無不失錯、元来不覺悟人、謾望申貫首之間、終現尾篋、不足言事也」(30)と批判が続出した。公家衆が疑問に感じたように、そもそも何故宗済は重職である蔵人頭になれたのだろうか。

宗済は前年の二月に二二歳で蔵人頭に補任されている(31)。出世の登竜門である蔵人頭は一〇代で就任する者もいるため、決して若すぎるわけではないが、近世の平均就任年齢は二七歳であるから、若いほうである。松木家(系図)は東山天皇外戚の家として霊元天皇の「院政」に備え重用され、近世の羽林家としては異例の大臣を三代代続けて輩出していた。宗済の姉もまた典侍として桃園天皇に出仕

しており、将来も外戚になりうる家と目されていた。近世中後期以降、皇嗣を産む可能性のある典侍は旧家・内々衆の家から選出されるようになっており、また桜町天皇期以降、外戚は武家伝奏や議奏といった表の職制に登用されるようになっていた。つまり宗済は、将来議奏や武家伝奏として朝廷運営・統制を担う存在となることを期待されており、その前提として蔵人頭という頭職に補任されたと考えられる。

正月二八日、宗済は従三位昇叙(上階)の申請を受理され、非参議となり、蔵人頭を辞任した。家礼関係にある前関白一条道香の「命」によるものだった(32)。非参議とは三位以上でありながら未だ参議でない者の通称であり、公卿ではあるが朝議には加われず、朝儀の責任者である上卿にもなれない曖昧な存在であった。しかし蔵人頭については、位階不相当となったことによる「辞任」であり、「罷免」ではなかった。本来参議に昇進するはずの蔵人頭を、上階させることで実態のない非参議に棚上げした人事といえる。本来「逆鱗」に触れるほどの「失錯」は蟄居・流罪もありえた(33)。処罰ではなく昇進という異常な処置に至った背景には、朝廷運営・統制を担う者を出す家である外戚家への配慮が働いたためと考えられる。宗済はその後家例に従い正二位権大納言まで昇るが、武家伝奏や議奏等の役職には就くことなく一生を終えた(34)。

## 二 後任蔵人頭の選定

### 二一 後任の選定

宗済の後任を巡り、今城定興・櫛筒隆望(なかもち)・正親町公功(きんかち)・中御門俊

【表】 宝暦12年（1762）藏人头競望者一覧

競望者	年齢	新旧	小番	家礼	叙爵	元服	中將任官
今城定興	31	新家	内々	一条家	元文元年(1736)	元文5年(1740)	寛延3年(1750)
櫛笥隆望	38	新家	内々/近習	近衛家	元文5年(1740)	元文5年(1740)	宝暦8年(1758)
正親町公功(公明)	19	旧家	内々	一条家	延享3年(1746)	宝暦元年(1751)	宝暦8年(1758)
中御門俊臣	23	旧家	内々/元近習	二条家	延享元年(1744)	宝暦3年(1753)	

『公家事典』等を基に作成

臣が競望することになった(表)。

ここで、近世の一般的な官位申

請・宣下の流れを確認しておく、と

①申請者が職事へ小折紙(例書)を

提出↓②職事が関白以外の勅問衆へ

勅問に廻る↓③勅問衆が意見を提出

↓④関白・議奏・職事が参内、天皇

の爪点・関白の要点で裁可・宣下↓

⑤職事から当選者へ口頭で達す、落

選者には小折紙を返却、となる。

正月二八日、宗濟の辞任が公表さ

れると、定興・隆望・公功がそれぞ

れ例書を提出した。俊臣は明和六年

(一七六九)式年遷宮の初発にあた

る山口祭の日時定奉行を務めており

(二月八日)、神宮弁として多忙のた

め断念したという(後掲【史料五】)。

職事は撰家へ勅問に回った。勅問衆

は本来現任の大臣で構成されていた

が、撰家以外の大任が短期化する

のに伴い、現任大臣以外の撰家衆

も加わり、近世にはほぼ撰家と同義

になっていた。

【史料三】『桃園天皇宸記』<sup>(12)</sup> 宝暦二二年二月一日条

一日、雨、(中略)

一、藏人头競望寄書《<sup>(13)</sup>隆望ニ為爪点》出ス、宣下也、

《内は割注。以下同じ》

二月一日、前日に勅問結果を受け取った天皇は寄書(申請者リズ

ト)の中から隆望に爪点をし、即日隆望へ藏人头宣下があった。

## 二二 選定理由

宝暦事件では日記に真情を吐露していた桃園天皇だが、今回の任

免一件については何ら意見を記していない。本節では、その他の諸

史料から選定過程を復元する。

宣下当日、頭弁日野資枝が近衛家を訪れ、隆望に決まった旨を伝

えた。これに対応した近衛家家は業務日記に「上首定興朝臣在之

候得共、隆兼卿之年齢ニも相をくれ、其二近習之勤労も在之候故被

補候由」と注記している。定興は上首だが、隆望は、中御門天皇の

叔父(系図)で藏人头となった櫛笥隆兼(当時二九歳)よりも高

齢(三八歳)である。また隆望は桃園踐祚以来近習小番無欠勤のた

め褒賞されている。関白近衛家へ職事を通して伝えられた説明であ

り、朝廷の公式説明といえる。

次に、庭田重熙(四六歳・前権大納言、羽林家・旧家・内々(近

習)・一条家家礼)と談じた野宮定和(のち定晴、二二歳・左権少

将、羽林家・新家・内々・一条家家礼)の説を見してみる。

【史料四】『定晴卿記』宝暦二二年二月二日条

二日、丙寅、雨降、巳刻参内、此序向庭田亭賀息重加級之儀、

前<sup>〔坂本〕</sup>重熙相被談云、昨夜<sup>〔中御〕</sup>降望朝臣被補藏人頭、<sup>〔宗清朝臣〕</sup>去月廿八日叙<sup>〔中御〕</sup>從三位替云々、今度<sup>〔今城〕</sup>競望人々、定興・公功向中將・藏人弁俊臣等也、於例者公功中將最可謂理運、然壯齡之人強不限今度、<sup>〔正親町公明〕</sup>定興中將既向四旬、尤可被愛憐欵、今度之儀可謂善政者也、<sup>〔後略〕</sup>午斜退出、

先例に鑑みれば公功（一九歳）が適當である。しかし「壯齡」の者は今回でなくとも良いと判断されたか。降望は既に四〇歳近いので「愛憐」されたか。「善政」といふべき判断である。定興も三十一歳で、「第一人」（上首）ではあるが、今回の空きは一つなのでやむを得ないか、と分析する。庭田も野宮も武家伝奏や議奏等の役職には就いておらず、第三者的な見解である。下馬評で有力視されていた公功ではなく、天皇の意向によって降望が選ばれたとみている。

次に武家伝奏の広橋兼胤（のち勝胤、四八歳・権大納言、名家・旧家・内々・近衛家家礼）の説を見る。

【史料五】『八槐御記』宝暦二年二月一日条

一日、乙丑、陰、參内、賀申朔旬、拜<sup>〔桃園〕</sup>天顔、  
今日左中將降望朝臣補藏人頭、《協父例、且依有近臣<sup>〔中御〕</sup>勞補之由、有<sup>〔中御〕</sup>天氣云々、》

左中將定興朝臣<sup>〔今城〕</sup>《位次上臈》・右中將公功朝臣競望、藏人右中弁俊臣<sup>〔中御〕</sup> 神宮弁也、依有両宮造替之難事不競望云々、

一降望の三八歳は養父<sup>〔宗清朝臣〕</sup>隆成が四二歳で藏人頭となった「父例」にかなう。また「近臣」（近習）としての「勞」があり、天皇の意向（「天氣」）もあつたためという。朝廷運営に携わる武家伝奏であり

ながら、この件には深く関わっていないためか、公式説明程度の認識しかしていない。

次に、競望者であつた正親町公功（一九歳・右權中將、羽林家・旧家・内々・一条家家礼）の主張を見てみる。

【史料六】『公明卿記』宝暦二年（一七六二）条

（正月）十六日、晴、（中略）

〔A〕伝聞、頭中將<sup>〔坂本重熙〕</sup>弥申上階云々、依之貫首及窺如候ハ、可申望<sup>〔父実連〕</sup> 蔽君被命、其上前<sup>〔二条道香〕</sup>関白殿内々給御消息、弥可申望意趣候ハ、雖未及沙汰、密々披露職事迄頼宜御沙汰之上、可預披露之由可申誠哉之由、被命、仍不才・愚昧之上未練無極といへとも、蒙嚴命可相勸之間、密々藏人弁迄如先申置被為領掌了、

〔B〕尤今度<sup>〔定應〕</sup>今城・櫛笥等雖申望、兩人共新家、特櫛笥ハ<sup>〔隆平卿〕</sup>隆平卿四十二才被補、隆兼卿ハ以威家廿九才、是等之例といへ共、右之子細於有之ハ重代と難言、今城も雖新家譜代也、併定興朝臣ハ<sup>〔今城〕</sup>未叶例云々、子家例、公蔭・実綱・公兼・実胤・公叙等公十九歳之例也、（後略）

十九日、晴、〔C〕中山前<sup>〔榮親〕</sup>亞相被來談貫首之間事、降望朝臣就申望<sup>〔柳徳〕</sup>処ニ、貴權之家、阿諛と云々、可彈指云々、（後略）

二月大

一日、晴、今日有官位御沙汰、降望朝臣補藏人頭、予例書被反下了、

〔D〕一日<sup>〔武家伝奏、公文〕</sup>姉小路前大納言被來謁於家君、今度貫首競望定興・隆望・予等也、於<sup>〔宗清朝臣〕</sup> 叡慮者被讓旧家譜代可被補公功候、但降望朝臣為近臣有数年勤仕之勞、懇切ニ申望候間、先可被補彼朝

臣候由、内々 叡慮之趣被仰下云々、然者云上臈云年齢無異存之旨、密々令申 勅答給云々、

松木昇進の情報を得た公功は、父実連の命を受け、家礼関係にある一条道香の内諾を得て申請準備を進めた〔A〕。公功の分析するところによれば〔B〕、自分以外の今城・櫛笥はどちらも新家に過ぎない。特に櫛笥家は隆成が四二歳、外戚だった隆兼すら二九歳で蔵人頭となっている。理由はどうあれ「重代」の例とは言い難い。今城家は新家だが「譜代」(内々衆)である。しかしまだその時期ではないという。また正親町家には一九歳で就任という家例があることを強調している。公功もまた自らが最有力候補であると考えていた。

しかし数日後、来談した中山栄親(五四歳・前権大納言・元議奏、羽林家・旧家・内々(元近習)・一条家家礼)から、対立候補の隆望が「貴権之家へ阿諛」しているという情報を得た〔C〕。「貴権之家」とは、櫛笥家と家礼関係にある近衛家のことと考えられる。

結局公功の希望は叶わず、提出した書類を返却される。そこに武家伝奏の姉小路公文(五〇歳・前権大納言、羽林家・旧家・内々・九条家家礼)が訪れ、父実連へ次のような内情を語った〔D〕。天皇の「叡慮」によれば「旧家・譜代」の公功が内定していた。しかし「近臣」としての「勤仕之勞」があり、また隆望からの「懇切」な申請もあり、「叡慮」によりまず隆望が補任されることになった、という。それならば年功(上臈)といい年齢といい異存はない旨を密かに勅問衆に答えさせたという。公功の日記の別記には隆望の懇望に続いて「関白殿被執申之間」と書き加えられており、隆望就任の背景には関白近衛内前の執奏があったことを指摘している。

隆望は長らく六条家(羽林家・旧家・外様・近衛家家礼)の部屋住だったが、元文五年(一七四〇)一六歳の時に跡継ぎのいなくなった櫛笥家へ養子入りし、同年近習入り、近衛家において当時一三歳で当主となっていた内前の加冠を受け元服する。のち明和二年(一七六五)から一四年間議奏を勤め、内前の関白辞任とともに引退した、腹心といえる存在であった。

## 二一三 撰家の動向

宝暦二二年正月当時の撰家には、近衛内前(三五歳・関白)、九条尚実(四六歳・左大臣)・道前(一七歳・内大臣)父子、二条重良(二二歳・権大納言)、一条道香(四一歳・前関白)、鷹司輔平(二四歳・右大臣)がおり、現任大臣⇨勅問衆は撰家で占められていた。このうち、この時期の道香・内前の日記は現存していないが、尚実が蔵人頭選出に関する撰家の動きを記録している。以下は特に注記のない限り、『尚実公記』<sup>50)</sup>宝暦二二年正月三〇日条による。

正月二四日、関白近衛内前が他の撰家四家に対して官位叙任の相談を行った。その際、前関白一条道香から蔵人頭の人選について、内々に隆望を推しているという「御内意」について疑問が出された。道香は「世上評判之通」に公功とするべきだと主張した。

三〇日、道香は尚実へ書状を送り、勅問の際に公功を推してほしいことを伝えた。その書状によると、今隆望を蔵人頭とすることは「故院御定」に背くため、せめて四〇歳を過ぎるまで待つべきである。去年も、隆望・定興・宗濟の中から「下臈・無才之人」である宗濟を蔵人頭とした結果あのようなことになった。「御成敗不

定」では「御蟲肩之筋」が聞こえ如何なものか。家例の妥当な公功を採用してくれるよう、武家伝奏姉小路公文へ宜しく伝えてほしい、という。尚実はこれを受け、この書状を姉小路のもとへ送った。

同日、職事から正式に勅問の書状が届く。そこで姉小路を呼び出し相談したところ、内前は正月一〇日に隆望を招いて既に内意を伝えていたという。<sup>51</sup> 右大臣鷹司輔平からも書状が届き、尚実と輔平は連名で勅答書を職事へ渡した。候補者の中で、公功が最も「理運」（当然・道理）だろうか。隆望は「初老」（四〇歳）に迫るが、「新家」という難がある。定興は未だ家例にふさわしくない（「未叶家例」）、とする。公功を第一候補としつつ、隆望も候補に挙げている。なお、息子の内大臣道前は「藏人頭競望、隆望朝臣・公功朝臣之間可被補歟、猶可在 聖裁候<sup>52</sup>」と勅答している。

尚実は三〇日条の最後に自らの意見を記している。

#### 【史料七】

抑隆望朝臣申藏人頭事、公功・俊臣・隆望、俊臣依来八月山口祭弁今度不申、定興三代有例欵とも不叶事、猶隆望既三十八歳、是隆兼廿九歳補之無後例、因之懇望、尤 先帝御定<sup>53</sup>候新家如何之旨雖被存、今城・東園同様之家 抑両家於被補者、櫛笥無子細歟、且櫛笥今度不被補<sup>54</sup>。則<sup>55</sup>者 可申上不得時之旨姉小路前大納言被存勿論、関白家礼之人被拳奏<sup>56</sup>付御拳奏也、

定興の今城家はこれまで三代連続して藏人頭を出しているが今回は「不叶事」である（三代いずれも三三、三歳で就任しているため、定興へ当時三三歳）は一歳足りない）。隆望は既に三八歳であり、隆兼の二九歳で補任という先例に基づき懇望している。「尤 先帝

御定<sup>57</sup>候新家如何」との意見もある。しかし櫛笥家と同様、今城・東園の両家も新家ながら代々藏人頭を出しているのだから、問題ないのではないか。また隆望は今回選ばれなければ申請する機会を逸してしまうことになる、ということに姉小路も同意した。関白が家礼の者を拳奏したので、私も拳奏するのである、という。

一連の議論の中で出てきた「故院御定」「先帝御定」とは、寛延三年（一七五〇）故桜町上皇の遺詔として摂政道香が発した「官位御定」のことである。<sup>58</sup> 桜町は在位中から官位制度改革を進めており、官職の定員や申請年限を明確化させていた。道香は桜町の没後その総仕上げとなる官位改革策を発表したが、その独断専行ぶりに対して朝廷内の反発を浴び、幕府の介入もあって幾つか撤回せざるを得なくなる。この時撤回されることなく以後の朝廷で定着したものの一つに、新家と旧家の別を明瞭にすることがあった。それまで慶長期以後に創立された家とそれ以前から存在していた家とを分ける呼称に過ぎなかった新家・旧家が堂上公家の家格として固定化され、以降新家の者は先例が無ければ参議・納言に昇進することが出来なくなるなど、旧家との差別化がはかられた。家例のある新家とは武家伝奏や議奏等の役職に取り立てられた外戚及びその縁戚家が殆どである。近世前期の院御所群立に対応して増加した新家の多くは、天皇早世の続く近世後期には刺員化し、官位昇進上排除されていた。<sup>59</sup> また、「官位御定」で新家とされた姉小路家が天皇の外戚となったことから旧家を再興したことにされたように、この区別は恣意的に変更され得るものでもあった。

天皇の「御内意」の名のもとに家礼の隆望を就任させようとする

内前に対し、道香は尚実を通して武家伝奏姉小路（九条家家礼）へ公功補任の根回しをはかった。<sup>(56)</sup>尚実は父・兄・甥の相次ぐ死去により二七歳で還俗し九条家を相続しており、宝暦事件の際には「前関白」とハ相違 禁中之時宜平生不存<sup>(57)</sup>とみなされていた。道香としても自派に取り込みやすい存在と考えていたと思われるが、尚実は勅答に際して公功を第一候補としつつ、右大臣輔平・内大臣道前と歩調を合わせて隆望を推すことも忘れなかった。内前は「官位御定」一件の際に左大臣として道香批判の先頭に立っており、宝暦事件での協力体制は一過性のものに過ぎなかった。政治経験は不足しながら、摂家中最年長である尚実は、何かと対立しがちな前関白と現関白との間を取り持つ存在だったといえる。

### おわりに

度重なる「失錯」によって不安視されていた松木宗濟は、元日の朝儀という重要儀式でも「失錯」を犯し、頭中将を辞任することになる。しかし個人に問題はあっても、天皇外戚家で今後も外戚たりうる家柄への配慮から、批判を浴びながらも、前関白一条道香の指示により従三位非参議への昇進という体裁がとられた。

後任には、家例の後押しする正親町公功や上首の今城定興ではなく、近習小番を精勤する櫛笥隆望が就任した。宝暦事件直後の不安定な朝廷において、例え家例があったとしても、「禁中万事」を取り仕切る頭中将に若年者を就けるのは好ましくなかった。

後任をめぐり、自らの家礼を推す前関白と関白との対立も見られたが、九条尚実の仲立ちもあり、摂家間の不和は表面化せずに済ん

だ。当該期の朝廷は、宝暦事件という危機を共有したことによる摂家の協力体制下にあり、近世でも特に摂家の影響力が増大していたといえる。この年（宝暦二年）七月の桃園急死・後桜町女帝踐祚という更なる非常事態にも、摂家は関白内前を中心とした談合によって対応している。<sup>(58)</sup>関白内前は家礼関係の武家伝奏（兼胤）・議奏（頼言ら）・藏人頭（資枝・隆望）とともに女帝踐祚という難事を乗り切ることができた。一方、「叡慮」は自らにあったと考える公功は朝廷執行部の一連の対応を批判する意見を日記に記すなど、排除された者たちは新たな火種となりえた。

寛政期の尊号一件では、宝暦事件を経験し幕府との協調を重んじる前関白鷹司輔平に対し、経験していない関白一条輝良（道香の子）は尊号宣下強行派で家礼関係にある武家伝奏正親町公明（公功から改名）・議奏中山愛親に雷同して幕府による介入を招くこととなる。<sup>(59)</sup>摂家間に不和が生じれば、朝幕間の問題に発展し得た。

今回のケースでは、天皇「近臣旁」を名目として朝廷人事が決められた。近習からの昇進ルートの発生によって、朝廷運営の中核は天皇の「近臣」が占めるようになっていく。本来幕府によって朝廷の運営・統制を任されていた職事が天皇の「近臣」化を強めていくとどうなるか。近世後期には当主の早世等によって摂家の関白巡任が狂い出す。摂家のパワーバランスが崩れ、天皇「近臣」への統制力が弱まれば、天皇の「近臣」であること自体が意味をもつてくる。天皇の「私的」な「近臣」である近習衆と、朝廷の「公的」な「近臣」である藏人・藏人頭とが一体化し、天皇の意思はより強く朝廷へ影響を及ぼしていったのではないか。



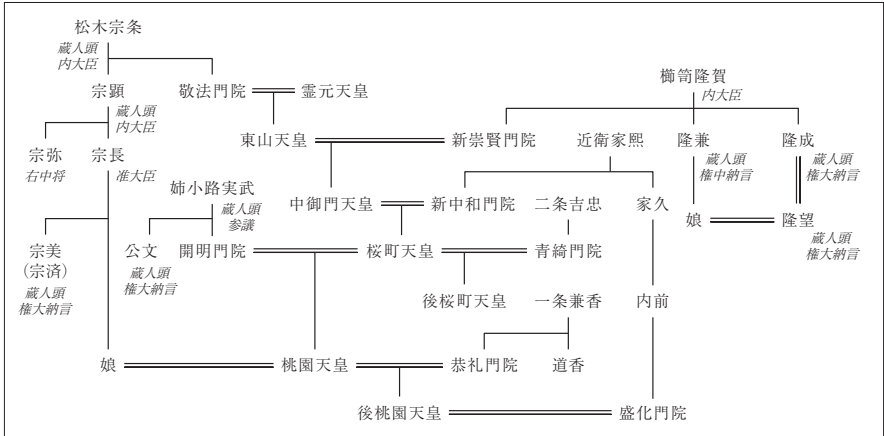
先稿では、職事中でのみ行われていた天皇諱字欠画が朝廷全体に触れられていく過程を追ったが、近習衆の動向については検討出来なかった。近世後期・幕末期の天皇・朝廷については、天皇「近臣」の動向に注目して再考していく必要があるだろう。

## 註

- (1) 田中曉龍「江戸時代近習公家衆について―靈元天皇近習衆を中心に―」(『東京学芸大学附属高等学校大泉校舎研究紀要』第一五集、一九九〇年。改題「寛文三年近習公家衆の成立と展開」同『近世前期朝幕関係の研究』吉川弘文館、二〇一一年所収)。これ以前は内々小番衆が「近臣」とされていた。摂家を除く堂上公家衆が交代で宮中に詰める禁裏小番は内々と外様に分かれ、拝謁・賜盃等の点で内々が優遇されていたが、近習小番の設置により内々と外様の差は縮小していった。本田慧子「近世の禁裏小番について」(『書陵部紀要』第四一号、一九九〇年)・仙波ひとみ「幕末朝廷における近臣―その政治的活躍のメカニズム―」(家近良樹編『大阪経済大学日本経済史研究所研究叢書第一六冊 もうひとつの明治維新―幕末史の再検討―』有志舎、二〇〇六年) 参照。
  - (2) 山口和夫「天皇・院と公家集団―編成の進展と近世朝廷の自律化、階層制について―」(『歴史学研究』第七一六号、一九九八年)、村和明「十八世紀の朝廷と職制―皇嗣付三卿を中心に―」(藤田覚編『史学会シンポジウム叢書 十八世紀日本の政治と外交』山川出版社、二〇一〇年。加筆「皇嗣付の職制と天皇・上皇」同『近世の朝廷制度と朝幕関係』東京大学出版会、二〇一三年)。
  - (3) 広橋兼胤(勝胤)『兼胤公記』(東京大学史料編纂所編『大日本近世史料一三』広橋兼胤公武御用日記) 一一一、東京大学出版会、一九九〇、二〇一三年。未刊部分は『兼胤日記』(東京大学史料編纂所蔵)による) 寛延三年(一七五〇)一〇月一六日条、宝暦五年(一七五五)二月一七日
- 条等。「八槐御記」(国立公文書館所蔵)は兼胤の私日記。
- (4) 関白―武家伝奏―議奏を通した朝廷運営の構造。高埜利彦「江戸幕府の朝廷支配」(『日本史研究』第三一九号、一九八九年。改稿「近世の朝廷と宗教」吉川弘文館、二〇一四年所収) 参照。
  - (5) 木村修「近世公家社会の(家格)制―「摂家」と「清華家」を中心に―」(数田貫編『近世の畿内と西国』清文堂出版、二〇〇二年)。
  - (6) 五摂家いざれかにその他の堂上が属し、有職故実の教授や官位叙任等において便宜をはかってもらう関係のこと。門流。松澤克行「近世の家礼について」(『日本史研究』第三八七号、一九九四年) 参照。
  - (7) 徳富猪一郎「近世日本国民史 第二巻 宝暦明和篇」(民友社、一九二六年)。
  - (8) 三上参次『尊皇論發達史』(富山房、一九四一年)。
  - (9) 辻達也「幕藩体制の変質と朝幕関係」同編『日本の近世 第二巻 天皇と將軍』中央公論社、一九九一年)、近藤啓吾「宝暦の変」(『芸林』第四三巻第三号、一九九四年。同『神道史研究叢書一六 続々山崎闇齋の研究』神道史学会、一九九五年再録) 等。
  - (10) 高埜利彦「後期幕藩制と天皇」(永原慶二編『講座・前近代の天皇 二 天皇権力の構造と展開 その二』青木書店、一九九三年。前掲「近世の朝廷と宗教」再録)。
  - (11) 渡邊雄俊「青綺門院と宝暦事件―江戸時代における女院研究に寄せて―」(『書陵部紀要』第四九号、一九九八年)。
  - (12) 石田俊「近世朝廷における意思決定の構造と展開―「表」と「奥」の関係を中心に―」(『日本史研究』第六一八号、二〇一四年)。
  - (13) 田中曉龍「宝暦事件後の公家の動向―中院家の相続問題と佐賀藩鍋島家の助力―」(松澤克行研究代表「近世の摂家・武家伝奏日記の蒐集・統合化と史料学的研究」東京大学史料編纂所研究成果報告二〇一三、二〇一四年)。
  - (14) 山口和夫「近世天皇・朝廷研究の軌跡と課題」(永原慶二編『講座・

- 前近代の天皇五 世界史のなかの天皇 青木書店、一九九五年)。
- (15) 松澤克行『近世の公家社会』(大津透・桜井英治・藤井讓治・吉田裕・李成市編『岩波講座 日本歴史 第二二巻 近世三』岩波書店、二〇一四年)。
- (16) 近世の藏人頭については、拙稿「近世藏人頭に関する基礎的考察」(『国史学』第二二七号、二〇一五年)を参照。定員は二名で、弁官との兼任(頭弁)か近衛中将との兼任(頭中将)。唐名は貫首。藏人頭経験者である藤原俊憲(一一二二〜六七)の聞書『貫首秘抄』によれば、頭弁は「天下巨細」を、頭中将は「禁中万事」を取り仕切る、という(塙保己一編・統群書類従完成会校訂『群書類従 第七輯 公事部 第二』訂正三版、統群書類従完成会校訂『群書類従 第七輯 公事部 第二』訂正三版、五四)によってまとめられた令外官を含む総合的な官職の解説書である『職原鈔』によれば、位階によらず座次は最上位で、参議の欠員が出たら必ず昇進でき、大小の「公事」を奉行するため「非器無才之輩」は望んではいけない、という(塙保己一編・統群書類従完成会校訂『群書類従 第五輯 系譜部・伝部・官職部』訂正三版、統群書類従完成会、一九六〇年、六二八〜六二九頁)。近世には特定の家、特に旧家・内々小番衆の家から選出された。
- (17) 『近衛家記録』(東京大学史料編纂所所蔵) 第三冊、宝暦八年七月二四日条。近衛内前の日記の抄出。
- (18) 前掲高埜利彦「後期幕藩制と天皇」。
- (19) 柳原光綱『光綱卿記』(東京大学史料編纂所所蔵) 享保一八年正月一日条。天明七年(一七八七)以降は正月二日に行われた。
- (20) 山科頼言『頼言卿記』(『山科家日記』(国立公文書館所蔵) 所収) 宝暦一二年正月一日条。
- (21) 柳原光房(紀光)『紀光卿記』(東京大学史料編纂所所蔵、宝暦一二年正月一日条)。
- (22) 正親町公功(公明)『公明卿記』(東京大学史料編纂所所蔵写真帳、第三冊・宝暦一二年正月九日条)。
- (23) 元日に公家衆一同が撰閑宅へ年賀を奏する私儀儀式。
- (24) 野宮定和(定晴)『定晴卿記』(東京大学史料編纂所所蔵) 宝暦一二年正月一日条。
- (25) 略式の朝賀。元日に親王以下六位藏人以上の者が清涼殿の東庭に集まって天皇を拝賀する儀式。
- (26) 元日の朝賀の後、天皇が群臣百官に宴を賜う儀式。三節会の一つ。
- (27) 押小路師資『大外記師資記』(国立公文書館所蔵)。
- (28) 『公明卿記』第三冊・宝暦一二年正月九日条。
- (29) 『八槐御記』宝暦一二年正月二八日条。
- (30) 『定晴卿記』宝暦一二年正月二八日条。
- (31) 広橋伊光『勁槐御記』(国立公文書館所蔵) 宝暦一二年二月一八日条。
- (32) 前掲拙稿「近世藏人頭に関する基礎的考察」【表一】より。
- (33) 久保貴子「壹元天皇の朝廷運営」(『近世史研究叢書一 近世の朝廷運営―朝幕関係の展開―』岩田書院、一九九八年所収、初出は一九八八年) 一一〇〜一一七頁。
- (34) 『松木家譜』(東京大学史料編纂所所蔵) では宗済の娘に「桜町・桃園院両御所典侍」がいるが、年齢が合わないため、「禁中女中」とのみ記された宗済の姉と同一人物と考えられる。桃園天皇の死去に伴い出家した「八槐御記」宝暦一二年二月一七日条。
- (35) 高橋博「朝廷運営における女官と勾当内侍」(『近世の朝廷と女官制度』吉川弘文館、二〇〇九年)。
- (36) 前掲石田俊論稿。
- (37) 『八槐御記』宝暦一二年正月二八日条。
- (38) 田中曉龍「近世前期朝幕関係史の一視点―寛文〜元禄期の公家処罰を中心に―」(『人民の歴史学』第一三〇号、一九九六年、改題「寛文〜元禄期の公家処罰と朝幕関係」前掲「近世前期朝幕関係の研究」所収)。
- (39) 明和二年(一七六五)には現任の参議から順番に任命される日光例幣使となるところ、摂政近衛内前の命により候補から外された『兼胤公記』

- 同年正月一三日条。
- (40) 下橋敬長著述、羽倉敬尚注・解説、大久保利謙補『東洋文庫三五三 幕末の宮廷』(平凡社、一九七九年) 一一七―一八頁。幕末の一条家待、下橋敬長の談話記録。
- (41) 勅問については田藤久美子「近世勅問衆と朝廷政務機構について」(『古文書研究』第五六号、二〇〇二年) に詳しい。
- (42) 桃園天皇「桃園天皇宸記」(東京大学史料編纂所所蔵写真帳。原本は東山御文庫所蔵)。
- (43) 『近衛家御用雜記』(東京大学史料編纂所所蔵写真帳。原本は陽明文庫所蔵) 宝暦二年二月一日条。
- (44) 『兼胤公記』宝暦元年一月二八日条。当時公家衆の財政窮乏等によって小番の欠勤・怠慢が多発しており、褒賞と処罰が度々行われていた。
- (45) 『藏人所日記』(宮内庁書陵部所蔵) 同日条にも同様の記述がみられる。同書は藏人頭・五位藏人によって書き継がれた業務日記。
- (46) 宝暦期までに正親町家で藏人頭になった者二三名の内、五名が一九歳で就任している。但し、天文元年(一五三二)の公叙以降は一人もおらず、いずれも二五歳以上で就任している。
- (47) 前掲『公明卿記』第二冊・宝暦二年二月一日条。
- (48) 『公卿補任』等では六条有藤の次男となっているが、『六条家譜』(東京大学史料編纂所所蔵)によれば実はその兄房忠の子であるという。房忠は病により蛭居し、弟有藤が家督を相続していた。隆望が生まれたときには既に有藤の嫡子有起が生まれており、有藤の次男として扱われていたと考えられる。
- (49) 『四名家伝』(宮内庁書陵部所蔵) 所収『柳筈家伝』、『近衛家雜事日記』(東京大学史料編纂所所蔵写真帳。原本は陽明文庫所蔵) 元文五年五月六日・九月一八日条、久我通兄『通兄公記』同年九月一八日条(『史料纂集 通兄公記』第五、統群書類従完成会、一九九八年)。
- (50) 九条尚実『尚実公記』(宮内庁書陵部所蔵)。
- (51) 隆望は四日に近衛内前と対面している(『近衛家雜事日記』宝暦二年正月四日条)。
- (52) 九条道前『道前公記』(宮内庁書陵部所蔵) 宝暦二年正月三〇日条。
- (53) 橋本政宣「寛延三年の「官位御定」をめぐる」(『東京大学史料編纂所研究紀要』第二号、一九九二年、同『近世公家社会の研究』吉川弘文館、二〇〇二年再録)。
- (54) 山口和夫「朝廷と公家社会」(歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座 六 近世社会論』東京大学出版会、二〇〇五年)。
- (55) 『八槐御記』宝暦九年二月二四日条。
- (56) 一条家では二月に嫡男輝良の元服を予定していた。摂家嫡子の元服では藏人頭が理髪役を務めることが多い。道香が公功を強硬に推したのは、家礼の頭中将を動員して嫡子の元服を盛り立てようとしたためではないか。二月一四日の元服式では公功が右權中将として理髪役を務めた(『公明卿記』)。
- (57) 『近衛家記録』第一冊、宝暦八年(一七五八) 六月五日条。
- (58) 久保貴子「上皇・天皇の早世と朝廷運営」(前掲『近世史研究叢書』二 近世の朝廷運営―朝幕関係の展開―) 所収。
- (59) 前掲高埜利彦「後期幕藩制と天皇」一九六―一九八頁。
- (60) 徳富蘇峰著・平泉澄校訂『講談社学術文庫六〇九 近世日本国民史 松平定信時代』(講談社、一九八三年、初出は一九二七年)、長澤慎二「近世後期における朝廷の意思決定過程 尊号一件を事例として」(『地方史研究』第三三七号、二〇〇九年)。
- (61) 拙稿「近世後期の天皇避諱欠画令」(『日本歴史』第八〇五号、二〇一五年)。
- (付記) 本稿は二〇一五年度第三二回学習院大学史学会大会における研究報告をもとに成稿した。



【系図】 靈元～後桃園天皇外戚系図  
『天皇皇族実録』『家譜』等を基に作成